

「令和3年度千葉県若年性認知症の人の社会参加活動支援事業」業務委託仕様書

1 業務の目的

若年性認知症の人が住み慣れた地域で、これまでの経験や有する能力を生かし、地域において役割を担いながら、生きがいを持った生活を送れるよう社会参加の機会を創出するモデル事業を実施する。

2 委託期間 契約日から令和4年3月31日まで

3 委託業務の内容

(1) 若年性認知症の人と企業（作業等）のマッチングに関すること

- ①あらかじめ県が登録する企業等を訪問し、若年性認知症の人に適した作業について情報収集を行う。
- ②必要に応じて、地域とのつながりなどから独自に若年性認知症の人に適した作業について情報収集を行う。
- ③上記①・②をもとに若年性認知症の人と相談の上、企業（作業等）を選定する。

(2) 作業時におけるサポート、企業等との連絡調整に関すること

- ①若年性認知症の人と企業等が、作業内容等を取り決める際の調整及びサポートをする。
- ②作業現場に同行して、若年性認知症の人をサポートする。
- ③その他、企業等との連絡調整を行い、若年性認知症の人の社会参加が継続するよう支援する。

(3) 事業の評価に関すること

若年性認知症の人及び企業等にアンケート調査等を行い、事業の評価を行うこと。
評価方法については、別途県と調整する。

(4) 報告に関すること

「若年性認知症の人の自立支援ネットワーク会議」及び「市町村セミナー」において実施する本事業の成果等の報告に協力する。

これらの業務は、全て若年性認知症の人の視点に立ち、その意向を最大限尊重して実施すること。

4 実施体制及び留意事項

- (1) 本事業に係る経理と他の経理は区別しなければならない。
- (2) 本事業の実施にあたっては、若年性認知症または認知症の人の対応経験がある職員を主担当として配置すること。
- (3) 本事業に参加する若年性認知症の人については、受託者の既存サービスを利用している人の他、県及び地域の関係機関から積極的に情報提供を受けること（1か所あたり3名程度を想定）。
- (4) 作業期間や頻度は、若年性認知症の人と協力企業等の意向を踏まえて決定されるが、定期的かつ継続的に行われるよう配慮すること（半年間、週1回程度を想定）。

5 報告

(1) 事業実施中の報告事項

作業実施企業等が決定したときは、県に報告すること。

(2) 事業実施後の報告

委託業務が完了したときは、遅滞なく業務委託実績報告書を県に提出すること。

6 再委託の禁止

本県委託業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。

ただし、再委託先や再委託内容、委託理由を明記し、書面により県の承諾を得た場合はこの限りではない。

7 その他

本仕様書に疑義が生じた場合及び記載のない事項については、必要に応じて協議して定めるものとする。

別記

個人情報取扱特記事項

第1 基本的事項

乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行う。

第2 事務従事者への周知及び監督

(事務従事者への監督)

1 乙は、この契約による事務を行うために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、事務従事者に対して必要かつ適切な監督を行う。

(事務従事者への周知)

2 乙は、事務従事者に対して、次の事項等の個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

(1) 事務従事者又は事務従事者であった者は、その事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせてはならないこと

(2) 事務従事者又は事務従事者であった者は、その事務に関して知り得た個人情報を不当な目的に使用してはならないこと

第3 個人情報の取扱い

(収集の制限)

1 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段によりこれを行う。

(秘密の保持)

2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(漏えい、滅失及びき損の防止等)

3 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じる。

(持ち出しの制限)

4 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務を甲が指定した場所で行い、個人情報が記録された機器、記録媒体、書類等(以下「機器等」という。)を当該場所以外に持ち出してはならない。

(目的外利用及び提供の制限)

5 乙は、甲の指示がある場合を除き、個人情報をこの契約の目的以外の目的のために利用し、又は甲の承諾なしに第三者に対して提供してはならない。

(複写又は複製の制限)

6 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された機器等を甲の承諾なしに複写又は複製してはならない。

第4 再委託の制限

乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託

してはならない。

第5 事故発生時における報告

乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

第6 情報システムを使用した処理

乙は、情報システムを使用してこの契約による事務を行う場合には、この特記事項のほか、最高情報セキュリティ責任者（総務部情報システム課が所管する千葉県情報セキュリティ対策基準（平成14年3月15日制定）5（1）アに規定する職にある者をいう。）の定める「データ保護及び管理に関する特記仕様書」等を遵守する。

第7 機器等の返還等

乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された機器等は、この契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に作業の方法を指示したときは、当該方法によるものとする。

第8 甲の調査、指示等

（調査、指示等）

1 甲は、乙がこの契約により行う個人情報の取扱状況を随時調査し、又は監査することができる。この場合において、甲は、乙に対して、必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出等を求めることができる。

（公表）

2 甲は、乙がこの契約により行う事務について、情報漏えい等の個人情報を保護する上で問題となる事案が発生した場合には、個人情報の取扱いの態様、損害の発生状況等を勘案し、乙の名称等の必要な事項を公表することができる。

第9 契約の解除及び損害の賠償

甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除し、及び乙に対して損害の賠償を請求することができる。

(1) 乙又は乙の委託先（順次委託が行われた場合におけるそれぞれの受託者を含む。）の責めに帰すべき事由による情報漏えい等があったとき

(2) 乙がこの特記事項に違反し、この契約による事務の目的を達成することができないと認められるとき